

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し

令和3年12月22日

東大阪市長 野田義和

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、P F I 事業に係る実施方針の策定の見通しを公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当
東大阪市立学校屋内運動場空調設備等整備事業	設計・施工：令和5年度から令和7年度 維持管理：令和6年度から令和18年度まで (予定)	市立学校等の屋内運動場の空調設備等の設計、施工、工事監理、維持管理業務	東大阪市立小学校・中学校・高等学校、東大阪市教育センター ※小学校には義務教育学校（前期課程）、中学校には義務教育学校（後期課程）を含む	令和4年4月（予定） 東大阪市ウェブサイトにて公表	教育委員会事務局 施設整備室 電話06-4309-3335(直通)